

平成20年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成20年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月8日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

(1) 期日 平成20年2月28日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成20年2月28日(木)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 小林 淳 治	2番 広 瀬 和 範
3番 吉 田 忠 志	5番 岩 浅 嘉 仁
6番 川真田 哲 哉	8番 小 林 一 郎
9番 俵 徹太郎	10番 中 田 丑五郎
12番 松 尾 肇	13番 井 上 裕 久
14番 後 藤 正 和	15番 坂 口 博 文
16番 藤 井 格	17番 大 神 憲 章
18番 戸 田 眞理子	19番 佐 藤 禎 宏
20番 増 谷 禎 通	22番 中 島 勝
23番 伊 月 猛	24番 日 下 哲 寛
25番 川 原 義 朗	

4 欠席議員は、次のとおりである。

4番 大 和 肇	7番 小笠原 幸
11番 笠 松 和 市	21番 奥 村 晴 明

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	五軒家 憲 次
副広域連合長	牧 田 久	監査委員	藤 原 孝 信
事務局長	山 村 茂 樹	総務課長	山 中 俊 和
事業課長	河 野 信 春	総務課課長補佐	桑 村 申一郎
事業課課長補佐	原 田 勝		

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課係長 大 塚 喜美枝

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 議案第1号 平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第2号 平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第3号 平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例の制定について
- 議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
- 議案第6号 徳島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
- 議案第7号 徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第8号 徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例及び徳島県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 議案第1号から議案第10号まで
- 日程第5 請願第1号

(午後1時30分開会)

○議長（広瀬和範君）

ただ今から、平成20年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会をいたします。

広域連合長から、招集のあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

平成20年2月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては何かと御多用中御出席いただき厚く御礼を申し上げます。

いよいよ4月から後期高齢者医療制度が本格施行されることとなりました。この場をお借りいたしまして11月臨時議会以降の当広域連合の取組状況につきまして、若干御説明を申し上げたいと思います。

まず、国保連合会との業務委託に関する協議でございますが、後期高齢者医療制度関係業務の効率的な執行を図りますため、同連合会が有する専門性やノウハウを積極的に活用したいと考えております。現在、審査支払や医療費等通知の業務委託について大詰めの協議を続けておりまして、本日これに伴う関係予算を当初予算に計上させていただいたところでございます。

また、新年度を迎えますと多くの住民の皆様が市町村の窓口を訪れるものと思われませんが、すべての市町村におきまして整合性のとれた対応ができますよう、現在、市町村と協議をしながら3月中旬を目途に事務処理要領として取りまとめることといたしております。これにつきましても、今回御提案いたしております行政手続条例の実効性を担保するものとなるよう留意してまいりたいと考えております。

次に、今年度の重要課題でございます広報につきましては、昨年末にホームページを開設いたしましたほか、市町村の広報紙も随時活用して幅広く情報提供に努めてまいりました。今後の制度実施直前の取組といたしましては、地元紙による住民に広く周知を図ってまいりるほか、被保険者お一人お一人にリーフレットを送付するなど、きめ細かく周知してまいることといたしております。こうした中、3月中旬以降には被保険者お一人お一人に被保険者証がお手元に届くこととなります。正に新しい医療制度の始まりが実感されると思いますが、その際、被保険者の皆様は混乱を来さぬよう、今後も制度の周知に積極的に取り組んでまいりる所存でございます。

昨年2月に広域連合が発足いたしまして、ちょうど1年が経過したところでございます。いろいろ手探りの状況からスタートいたしまして、議員各位の御支援を頂きながら制度が施行できるところまでたどり着いたわけでございます。残り1か月、画竜点睛を欠くことのないよう手綱を引き締めまして準備に取り組んでまいりますので、引き続き御支援と御協力をお願いを申し上げます。

本日御提案申し上げました議案は、平成20年度一般会計予算などの予算議案3件、行

政手続条例などの条例議案7件の計10件でございます。詳細につきましては後ほど事務局長から御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議賜りますようお願い申し上げまして招集のごあいさつといたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。このほど阿南市議会議長及び神山町議会議長から、それぞれ広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理いたしましたので御報告申し上げます。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○議長（広瀬和範君）

なお、本日の会議に欠席の届出のありました方は、4番大和肇君、7番小笠原幸君、11番笠松和市君、21番奥村晴明君、以上であります。

○議長（広瀬和範君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定において、議長において6番川真田哲哉君、12番松尾肇君を指名いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りを致します。本定例会の会期は本日1日間と致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび本広域連合議会議員に選出されました方々は、阿南市から岩浅嘉仁君、神山町から後藤正和君、以上の方々であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、議長において、ただ今、御着席のとおり指定を致します。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第4議案第1号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議案第2号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

予算について、議案第3号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例の制定について、議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について、議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について、議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例及び徳島県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

ただ今、上程されました各議案につきまして御説明申し上げます。資料①の予算議案を御覧いただきたいと思っております。これの3ページをお願いいたします。議案第1号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,770万8,000円と定めます。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入予算を御説明いたします。款1分担金及び負担金、項1負担金に1億5,506万1,000円を計上しております。これは広域連合の共通経費に係る市町村の事務費負担金でございます。次に、款2財産収入項1財産運用収入につきましては、財政調整基金預金利子及び後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子でございます。2,000円を計上しております。次に、款3繰入金項1特別会計繰入金でございますが、一般会計におきまして歳計現金が不足した場合に特別会計の歳計現金を使用する場合もあることから、1,000円を計上しております。同じく、項2基金繰入金の264万1,000円でございますが、これは、平成18年度剰余金のうち同額を財政調整基金に積み立てておりましたが、20年度の市町村負担金軽減のために全額を取り崩すものでございます。次に、款4繰越金項1繰越金、また、次の款5諸収入項1連合預金利子及び項2の雑入につきましては、当初予算におきまして、それぞれ1,000円を計上しております。以上が、歳入の概要でございます。

5ページをお願いいたします。歳出予算を御説明いたします。まず、款1議会費項1議会費につきましては、議会開会に要する経費として111万8,000円を計上しております。次に、款2総務費項1総務管理費でございますが、1億5,146万2,000円を計上しております。内容といたしましては、光熱水費や建物の使用料及び共益費などの事務所に要する経費、事務用品費や通信費、また、財産管理や庁内LANシステムの使用

料などの事務費，さらに職員20人分の人件費相当額等，広域連合事務局の運営に必要となる経常的経費を措置したものでございます。次に，項2監査委員費といたしまして12万5,000円を計上しております。次の款3民生費項1社会福祉費につきましては，前年度におきましては後期高齢者医療制度の施行準備に要する経費を計上しておりましたが，20年度からは特別会計を設けまして，そちらに関係予算を計上いたしましたので1,000円を計上しております。款4諸支出金項1基金費につきましては，歳計余剰金が発生した場合の財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金として2,000円を計上しております。款5予備費項1予備費につきましては，前年と同額の500万円を計上しております。以上が，平成20年度一般会計予算の概要でございます。

次に，9ページをお願いいたします。議案第2号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は，次に定めるところによるものでございます。第1条歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ808億8,178万2,000円と定めます。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，第1表歳入歳出予算によるものでございます。第2条地方自治法第214条の規定により，債務を負担することができる事項，期間及び限度額は，第2表債務負担行為によるものでございます。第3条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定めるものでございます。第4条地方自治法第220条第2項のただし書の規定により，歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，医療給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合において同一款内でこれらの経費を各項間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入予算を御説明いたします。款1市町村支出金項1市町村負担金に138億6,169万4,000円を計上しております。内容は広域連合の共通経費及び電算経費に充当する事務費負担金のほか，市町村に徴収していただいた保険料の納付金，さらに，療養給付費等については12分の1を市町村が負担することになっておりますのでこの負担金がこの科目に含まれております。また，項2に市町村補助金として1,000円を計上しております。次に，款2国庫支出金項1国庫負担金に191億7,452万4,000円を計上しております。この内容でございますが，国が負担することになっております療養給付費等の12分の3相当額のほか，レセプト1件当たり80万円を超える高額療養費に係る国の負担金を計上しております。次の項2国庫補助金73億9,210万6,000円につきましては，広域連合間の財政の不均衡を是正するために国から交付される調整交付金等でございます。次に，款3県支出金項1県負担金64億8,941万3,000円につきましては，県が負担することになっております療養給付費等の12分の1相当額のほか，レセプト1件当たり80万円を超える高額療養費に係る県の負担金を計上しております。また，項2に県補助金を1,000円計上しております。次に，款4支払基金交付金項1支払基金交付金に334億4,119万9,000円を計上しておりますが，これは各保険者から支払基金を經由して広域連合に交付されるものでございます。次に，款5特別高額医療費共同事業交付金項1特別高額医療費共同事業交付金の1,885万8,000円でございますが，これはレセプト1件当たり400万円を超える医療給付について，財政調整のために国保中央会から交付される交付金を見込

んだものでございます。次に、款6財産収入項1財産運用収入は後期高齢者医療財政調整基金の利子として、また、次の款7寄附金項1寄附金にそれぞれ1,000円を計上しております。款8繰入金項1一般会計繰入金に1,000円、次の項2基金繰入金に3億5,468万円を計上しております。この繰入金の理由でございますが、これまで保険料を納付する必要がなかった被保険者に対する激変緩和措置といたしまして、今年度中に国から高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が交付されることとなりました。議案第3号で御説明することとしておりますが、この交付金は19年度補正予算において基金に積み立てるよう計上しておりますが、20年度の医療給付費等に充当するためこの基金から繰入れするものでございます。11ページの款9県財政安定化基金借入金項1県財政安定化基金借入金でございますが、これは見込みを上回る医療給付や保険料の未納があった場合の財源不足を補うために県が設置した基金から借入を受けるものでございまして、1,000円を計上しております。最後に、款10諸収入項1延滞金、加算金及び過料に2,000円、項2預金利子に1,000円、項3雑入に1億4,929万9,000円を計上しております。雑入の内容でございますが、交通事故等により治療を受けた場合に、その後自賠責保険に請求して広域連合に納められた納付金、また、不正行為等による保険医療機関からの返還金等でございます。

次に、12ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず、款1総務費項1総務管理費に2億1,258万9,000円を計上しております。この内容でございますが、旅費や事務消耗品費のほか、レセプト点検や医療費通知書の作成などの業務委託、また、データを処理するためのサーバの使用料など後期高齢者医療関係業務を行うために必要な経費を措置したものでございます。次に、款2医療給付費項1療養諸費に790億1,903万9,000円を計上しておりますが、これは、保険医療機関への給付に要する額を見込んだものでございまして、平成18年度の老人医療費の実績に4.8パーセントの伸び率を乗じた額の11か月分でございます。そのほかレセプトの審査支払に要する経費を措置しております。次の項2高額療養諸費の8億3,519万円でございますが、これも18年度実績に4.8パーセントの伸び率を乗じた額の11か月分を計上したものでございます。項3その他医療給付費につきましても1億3,084万円を計上しておりますが、これは、葬祭費の給付に要する経費でございます。款3県財政安定化基金拠出金項1県財政安定化基金拠出金の7,800万円につきましても、歳入でも御説明いたしました後期高齢者医療を運営していく中で、何らかの原因で財源不足が生じた場合に備えて県に財政安定化基金を設けることとしております。この基金には、国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出することとなっておりますので、所要額を計上したものでございます。次に、款4特別高額医療費共同事業拠出金項1特別高額医療費共同事業拠出金の2,005万円につきましても、歳入予算で申し上げました超高額の保険給付があった場合に財政調整を受けるために国保中央会に拠出するものでございます。次の款5保健事業費項1健康保持増進事業費2,357万2,000円につきましても、前年1年間の医療無受診者を対象にした健診費用を措置したものでございます。次の款6基金積立金項1基金積立金の5億1,000万円は、今年度に生じると見込まれる剰余金を後期高齢者医療財政調整基金に積み立てるものでございます。なお、この基金に関する条例については議案第4号で御説明申し上げます。款7公債費項1公債費でございますが、一時借入金の利子として250万円

を計上いたしております。款8諸支出金項1償還金及び還付加算金及び項2繰出金にはそれぞれ1,000円を、また、款9予備費項1予備費には500万円を計上いたしております。次の、13ページ第2表の債務負担行為でございますが、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての当該年度以降の支出予定等についてでございますが、内容は広域連合電算処理システム整備事業であり、期間を平成20年度から24年度までとし、限度額を2億8,315万円とするものでございます。以上が、平成20年度後期高齢者医療特別会計の概要でございます。

次に、17ページをお願いいたします。議案第3号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,653万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,554万9,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものといたします。この補正予算は、19年度予算を執行する中で、備品の調達等に係る入札の請負差金の発生や人件費に剰余金が発生したために、市町村事務費負担金を減額する必要が生じたこと、また、これまで保険料を負担する必要がなかった被保険者への激変緩和措置として、国から急きよ、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が交付されることになったために所要の補正をするものでございます。それでは、18ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金項1負担金、補正前の額3億9,466万7,000円、補正額1億951万3,000円の減、補正後の額2億8,515万4,000円でございます。これは、市町村事務費負担金の減額でございます。次に、款2国庫支出金項1国庫補助金でございますが、補正前の額1,000万円、補正額3億5,505万1,000円、補正後の額3億6,505万1,000円でございます。この内容につきましては、事業費の減に伴う民生費国庫補助金62万9,000円の減及び、先に申し上げました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の3億5,568万円でございます。

次の、款5財産収入項1財産運用収入の1,000円につきましては、ただ今申し上げました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金に係る基金の預金利子を見込んだものでございます。次の款6繰入金項1基金繰入金につきましては、補正額として100万円を計上しておりますが、先ほど申し上げましたこれまで保険料を納付する必要がなかった被保険者に対し激変緩和措置が実施されること等を広報する費用に充てるために、基金から繰り入れるものでございます。19ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず、款2総務費項1総務管理費でございますが、補正前の額2億2,708万2,000円、補正額4,403万3,000円の減、補正後の額1億8,304万9,000円を計上しております。減額となった主な理由でございますが、光熱水費や建物の使用料など事務所に要する経費が減になったこと、備品の調達や業務委託に係る入札において請負差金が発生したこと、さらに人件費の減によるものでございます。一方、歳入の基金繰入金で御説明いたしました後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を活用いたしまして広報費用100万円が含まれております。次に、款3民生費項1社会福祉費でございますが、補正前の額1億7,360万1,000円、補正額6,510万9,000円の減、補正後の額

1億849万2,000円でございます。この費目は、後期高齢者医療制度の施行準備に要する費用を計上しておりましたが、市町村や国保連合会との間で少ない費用で必要な基盤を整備することを念頭に協議を続けてまいった結果、多くの部分で合理化が図られたこと等により経費の節減につながったものでございます。内容といたしましては、レセプトの保存方法の見直しによる経費の削減、市町村とのデータ送受信に係る既存の回線の利用やデータ処理のためのサーバの国保連合会との共同利用による経費の節減、その外レセプト保存棚の整備に伴う入札差金の発生などによるものでございます。款5諸支出金項1基金費に3億5,568万1,000円を計上しておりますが、先ほど、歳入の国庫支出金のところで御説明いたしましたように後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。以上が、平成19年度一般会計補正予算の概要でございます。

続きまして、条例議案を御説明いたします。恐れ入りますが、資料③の平成20年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案（条例議案）を御覧いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例の制定について御説明申し上げます。この条例は、特別会計の長期にわたる財政の健全な運営に資するため、基金を設けることに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について御説明申し上げます。この条例は、被扶養者であった被保険者に対する激変緩和措置として、国から交付される高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を広域連合で受け入れるために設ける基金に関し、必要な事項を定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について御説明申し上げます。この条例は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資することを目的として、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。

21ページをお願いいたします。議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。これは、平成19年10月1日に日本郵政公社法が廃止されたことに伴いまして、日本郵政公社の役員及び職員が国家公務員でなくなったため、所要の改正を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例及び徳島県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。これは、特別職及び一般職の旅費の支給に関し、特別職の職員にあっては日当を支給する際の旅行時間の要件について、一般職の職員にあっては同一管内の旅行における旅費の支給について、関係市町村との均衡を考慮しながらその基準をより明確に定めるため、所要の改正をするものでございます。

25ページをお願いいたします。議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。扶養手当につきましては、従来、配偶者が扶養親族であるかどうかの区分により支給額に区分を設けておりましたが、昨年

8月の人事院勧告に伴いまして、その要件及び支給額の区別をなくすとともに、勤勉手当につきましても現行の支給割合を引き上げるため、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。これは、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がされまして、育児を行う職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育することができるよう育児短時間勤務の制度が設けられました。これに伴う所要の改正でございます。あわせて、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましても所要の改正をするものでございます。以上、議案第1号から第10号まで御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬和範君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（広瀬和範君）

これより質疑を行います。通告がありましたのは2名であります。通告者の発言を許します。

はじめに、3番吉田忠志君

○議長（広瀬和範君）

3番

○3番（吉田忠志君）

私のほうから1点質問を申し上げたいと思います。御案内のように、国民健康保険事業の運営に関して様々な重要事項については国民健康保険法第11条に国民健康保険運営協議会の設置が定められております。国民健康保険法施行令第3条で委員の構成について規定をされておりますが、これは国民健康保険事業の運営に関しまして有識者等の幅広い意見を参考に被保険者のために国保事業を推進することを目的に行っておるものでございます。後期高齢者医療制度では、このような国民健康保険制度のように法律等で定められておりませんが、後期高齢者医療制度においても今後、被保険者の増加に伴い給付費、葬祭費、保健事業費等が増大するのは確実だと思われるため、公平公正で透明性のある事業運営を実施するに当たり協議機関を設置し、適正な事業展開ができるよう考慮する必要があるのではないかと思っております。

既に北海道、あるいは秋田、群馬、東京、福岡、愛媛、長野と、他の都道府県にも後期高齢者医療広域連合では検討委員会とか、あるいは懇談会、懇話会など、運営協議会などと名称を付けまして協議機関が設置をされております。また、聞くところによりますと2月の6日の厚労省での全国会議の席において後期高齢者に係る医療費の適正化事業の一つとして医療保険者等の意見を聴く場の設置等の概要が示されたとお聞きを致しております。

そこで、本広域連合での協議機関又は医療保険者等の意見を聴く場の設置について、ど

のようにお考えであるのかお聞かせを頂ければと思います。

また、意見を聴く場を設置するお考えがあるのでございましたら、いつごろをめどとして設置する予定なのかお聞かせいただければと思います。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

運営協議会等の設置の考えはあるのかの御質問を頂いておりますので、御答弁申し上げます。御質問の運営協議会等につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に設置規定がないことや、広域連合議会において大所高所から御意見が頂けること、また、他の保険者とは保険者協議会で情報の共有や意見の交換が図れることなどから、現時点では運営協議会等を設置しておりません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、後期高齢者医療におきましても、より公平で透明性のある事業運営が行われることは大変重要であると認識しております。

また、このほど国におきまして、広域連合の保険者機能の充実強化を図る観点から、医療保険者等の意見を聴く場の運営に対する補助制度が設けられたところでございます。当広域連合といたしましても、後期高齢者医療を適切に運営していくためには被保険者や医療保険関係者から広く御意見を伺う必要があると認識しているところでございます。御質問の運営協議会等につきましては、制度施行後1年を経過した21年度が、ちょうど保険料の見直し作業を行う時期に当たること、また、当初1年間の事業内容を把握できるデータも整備されることなどから、同年度に設置する方向で検討したいと考えております。

○議長（広瀬和範君）

3番

○3番（吉田忠志君）

保険料の見直し作業に併せて協議機関を21年度に設置するとの御答弁をいただきましたのでこれを良と致します。20年度の事業内容を把握できるデータを整備することですので、これをよく分析していただいて、その結果等を議員や設置予定の協議機関にも提示していただくことを要望して質問を終わります。

○議長（広瀬和範君）

次に、20番増谷禎通君

○議長（広瀬和範君）

20番

○20番（増谷禎通君）

それでは、質問をお許しをいただきましたので私の質問を始めたいと思うわけでござい

ます。本日は沢山の傍聴を頂き大変ありがとうございます。今日は2月28日でございます。昔の諺では2月は逃げると言うようなことで、早いもので、あと1か月も致しますと後期高齢者医療保険の制度が始まるわけでございます。75歳以上のお年寄りにとっては不安一杯のスタートであると言わなければならないという状況でございます。

さて、本議会に1号から10号まで議案が提出をされております。その議案のうち7点について質問をさせていただくとともに、議案に対する修正、また趣旨に対する反対等の立場で意見を述べたいと思うわけでございます。

質問の最初は、平成19年度の補正予算について2点質問をさせていただきます。一つは、ホームページ作成委託料の減額の問題でございます。私はこの原稿を書くに当たりまして2月24日夜、今会議の質問に当たっての議案調製のためにホームページを閲覧をさせていただきました。ところで、補正予算にはホームページ作成委託料の削減というのが載っております。そういう中でホームページを開いて見せていただいたところがございます。それによりますと、いまだにこの11月の臨時議会等の議事録が作成をされておられない。それから、例規集についても工事中という状況でございます。これがホームページのコピーでございますけれども、こういう状況でございます。4月から現実にこの後期高齢者保険制度が始まるわけでございます。そんな時期にこのような状態で良いのかという疑問を感じたわけでございます。議事録は質問原稿も前もってお渡しをしておりますし、そんなに時間がかかるというふうに思わないわけでございます。また、例規集につきましても、後期高齢者医療保険の基本にかかわる条例が収録をされているものであります。疑問に答えるためにも絶対に欠かせないものでありますから、ホームページに作成するということが非常に重要でございます。こういう観点からホームページ作成委託料の減額というのはどういうものかということで今回、質問をさせていただいたわけでございます。

それから、この補正予算の2番目、先ほども説明がございましたけれども、円滑導入臨時特例交付金というのが今回予算化されております。3億5,500万円が臨時特例基金として積み立てられることになっておるわけでございます。この積立金は後期高齢者医療保険制度、この制度では昨年まで扶養家族として保険料を払っていなかったお年寄りにまで今回保険料の徴収が行われる。こういうことになりまして、大変大きな反対の声や批判の声が上がってきたわけでございます。これらの批判をかわす措置として、半年間保険料を徴収しない。そして10月から9割減額をし、1割分だけ徴収をする。その半年分の保険料と10月からの保険料の差額補てんをするための基金であります。言い換えれば、老人を欺くための基金ということになるわけであります。介護保険の徴収に当たりましてもこういうようなことが行われたというのは、皆さんも御記憶に新しいところではないかというふうに思うわけでございます。この基金は、払いたくても払えないお年寄りのための支援金としても使えるように、国に対して強く要請すべきであるというふうに私は思うわけでございます。是非答弁を頂きたいと思うわけであります。

2番目は、平成20年度特別会計予算書の23ページ葬祭費についてであります。予算では、葬祭費1人当たり2万円×6,542名で計算がされまして計上されております。昨年臨時議会でも発言をいたしておりますけれども、葬祭費は限度額として5万円を支給すべきであるというふうに発言をいたしました。私の手元でございます全国後期高齢者医

療制度保険料一覧表，これは昨年12月17日調べでございますけれども，これによりますと，葬祭費は全国47都道府県中，29県が5万円の支給，ちなみに3万円が9県，そして残りが2万円，そして東京都は0，こういう状況でございます。全国の半数以上が5万円を支給するというふうになっておるわけでございます。この中には徳島県より所得係数の低い県も入っております。憲法14条では，すべて国民は法の下に平等であって，人種，信条，性別等々社会的関係によって差別されないというふうになっておるわけございまして，昨年11月の臨時議会において，葬祭費と，後で質問をいたしますが，健康診査を50パーセントに引き上げた場合でも保険料は幾らになるかという質問に対しまして，約440円ぐらいだという答弁がなされております。現在の徳島県の保険料平均5,861円でございますから，この440円を加えましても約6,300円ということで，ほぼ全国平均であります。更に付け加えますと，徳島県の後期高齢者医療の被保険者は11万人でございますけれども，その約54パーセント，約6万人が1，2号，3号の減額の対象者であります。そのうち1号減額，つまり70パーセント減額者が全体の45パーセント，4万9,500人ということになっております。1号減額者の場合は132円の負担増にしかならないということになるわけございまして，葬祭費は全国並みの5万円支給する，そういうふうに予算変更すべきであるというふうに考えるわけございまして，答弁を頂きたいと思うわけであります。

質問の3番目は，平成20年度特別会計予算の24ページの健康診査に係る予算でございます。健康診査予算として2,357万2,000円が今回計上されておりますけれども，先の質問にも指摘をいたしましたように，健康診査の対象者を50パーセント，すなわち，5万5,000人の方に実施をいたしましても3億5,500万余円の予算で済むということが分かっております。約，医療費809億円の0.44パーセントにしかすぎないという状況でございます。健康診査を徹底するならば，医療費の削減にもつながることは間違いないわけでありまして，その効果は3億5,000万円以上になることは明らかであります。先ほどの資料によりますと，徳島県を除くすべての都道府県で前期高齢者並みの健診を自治体に委託，若しくは広域連合で実施するというふうに書かれておりまして，この予算についても変更すべきであるというふうに考えるわけございまして，答弁を頂きたいと思うわけであります。

4番目でございますが，平成20年度特別会計予算書15ページ市町村負担についてであります。市町村負担金のうち，普通徴収の滞納見込額の不足金は予算の中でどのように手当てされているのか，またその金額は幾らか，こうした点お聞きをしておきたい。今回の特別会計予算書によりますと，現在の国保の収納状況を基に算定しておりまして，普通徴収の収納率は91.13パーセントとしております。つまり8.87の被保険者が滞納をしているという見込みで組んでおるわけございまして，2万2,000人のうち8.8パーセントですから，つまり1,951人を対象者と見込んでいるのであります。後期高齢者医療保険の対象者は75歳以上でありますから，普通徴収をされる方々のほとんどは仕事などはしていない無収入の方か，若しくは年金があっても1万5,000円以下の老人と考えられるわけであります。このような方は当然，扶養義務者，すなわち，配偶者や若しくは子供達にその負担がかかってまいりますが，本人にとってはますます肩身の狭い思いをしなければならないのであります。私は，共産党の町議を26年間務めてまいり

ましたけれども、近年、税金や保険料の滞納相談、特に差押えの督促状が来た等の相談が多くなってまいりました。それも深刻なものばかりでございまして、80歳、90歳の母を抱えて、仕事は建設関係の仕事をしているけれども仕事がない。こういうことで保険料が払えない。大変深刻な相談であります。窓口を担当する市町村の担当課としても実状が分かるだけに、そこは大変深刻であります。今考えておられる普通徴収の91.13パーセントを下回することは間違いないと思われるわけでございます。市町村の収納率が下がった場合、市町村に対する予算措置並びにペナルティーはあるのか、こうした点をお聞きをしておきたいと思うわけでございます。

また2番目に、滞納されて資格証明を発行された方についてどのような救済措置があるのかお聞きしたいのであります。いつも問題になるのが、手続中に自宅で病院にかかれないうまま亡くなってしまった。こういうことが大きく新聞報道等で取り上げられまして、大問題になるわけであります。その市町村の担当者がやり玉に挙げられる。こういう状況を私達は常に目に見ておりまして、今回のような十分な法整備がなされないまま見切り発車をすれば、必ずどこかでこのような問題が起こってくるのは火を見るよりも明らかであります。救済措置について、是非ともここでお聞きをしておきたいと思うわけであります。

5番目は、現在、市町村国保を滞納されている方の問題についてでございます。先ほども申し上げましたように、年老いた病気の母を抱えて仕事がない、保険料が払えない、そんな相談が現実に私どもの下に来ておりますが、既に国保料を滞納している、こんな方には後期高齢者医療保険証は交付されるのか、そういうことについてもお聞きをしておきたいと思うわけであります。

6番目は、議案第6号の行政手続条例第2条第5項不利益処分についてであります。この条例では、不利益処分とは保険証の取り上げ、若しくは資格証明処分などの処分を指すのか、このことについてお伺いをします。また、この保険料を1年間滞納して、差押えが来ているけれどもどうしようもない。当然、後期高齢者医療に関する法律第54条第4項によって保険証の返還を求められる。こういうことになるわけでございます。また、第64条（療養の給付）後期高齢者医療広域連合は被保険者の疾病、又は負傷に関しては次に掲げる療養の給付を行うというふうになっております。しかしながら、ただし書で、被保険者が被保険者資格証明の交付を受けている場合はこの限りでない。ここが大変重要であります。資格証明を発行されてしまいますと治療もしてもらえない。全額病院の窓口で治療費を払えば治療はできるわけでございますけれども、保険料を滞納をしているわけですから治療費全額を払えるわけもないわけでございます。こうした人達が不利益申請をしようとする場合、不利益申請中等で保険証の発行はされるのか、こういう状況を是非この場で確認をし、お聞きをしておきたいと思うわけであります。

最後になりましたけれども、7番目に、後期高齢者医療連合の職員に関する件についても今回条例されておりますけれども、最後に質問として議案8号以降、後期高齢者広域連合の職員に関することが載っておりますけれども、後期高齢者連合として今後、独自で職員の採用をされるのか、そしてまた、採用するとすればどのような方法でされるのかお聞きをして第1回目の質問を終わりたいと思うわけでございます。答弁によって再問をいたしたいと思っております。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

7点御質問を頂きましたので、順次、御答弁申し上げます。まず始めに、平成19年度補正予算についての1点目、ホームページ作成委託料の減額はなぜ行うのかという御質問について御答弁申し上げます。ホームページ作成業務については徳島県において入札参加資格を有する業者のうち、平成19年9月現在において2つ以上の市町村においてホームページの作成業務を受注した実績のある業者を指名して指名競争入札を行い業務も完了しております。その結果、予算額と落札金額との差額分49万3,550円について市町村の事務費負担軽減を図る観点から減額補正をお願いするものでございます。

次に、議事録は議会終了後、幾日でホームページに掲載する計画かというお尋ねでございますが、経費節減の観点から職員で議事録を作成できる場合には職員によって議事録を作成していること、また、議事録署名者が県内に分散しており署名を頂くのに日数を要することから、関係者に配布するまで3か月程度見込んでおります。しかしながら、情報を速やかに住民に周知していくことは重要であると認識しておりますので、今後は遅くとも2か月をめどに掲載するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、例規集は早急に整備されるべきと思うがどうかというお尋ねでございますが、11月臨時会において可決されました後期高齢者医療に関する条例も含めて例規集の中に掲載したいと考えておりますので、若干作業は遅れておりますが、制度が施行されます4月には掲載できるものと考えております。なお、現在可決されている条例については、例規システムとは別にホームページに掲載しておりますので御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の基金として積み立てた円滑導入臨時特例交付金を保険料を払えない後期高齢者への支援金としても使えるように国に要請してはどうかという御質問に御答弁申し上げます。後期高齢者医療制度の創設によって、新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者であった被保険者については、保険料の軽減措置として平成20年4月から同年9月までの半年間、被保険者均等割額は徴収せず、同年10月から平成21年3月までの半年間は9割軽減をすることとなりますが、議員御指摘の高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金は、その軽減される保険料相当分及びこの措置に係る広報等の経費の財源に充てるための基金を造成する目的で国が広域連合に対して交付するものでございます。この保険料の軽減措置は、高齢者医療制度に関するプロジェクトチームによって検討がなされ、閣議決定により急きょ実施されることとなったものでございまして、適用期間は20年度末までとなっております。なお、同チームでは、今後も引き続き負担と公平の在り方について検討するというところでございますので、広域連合といたしましては、その動向を注視してまいることとし、御質問の円滑導入臨時特例交付金の用途拡大の要請につきましては、激変緩和措置が発動されたばかりでございますので、当面は制度創設の趣旨に沿った運用をしてまいりたいと考えております。

次に、葬祭費は1人2万円となっておりますが、5万円を支給すべきであるとの御質問について御答弁申し上げます。葬祭費の金額を2万円と致しました理由でございますが、県内における国保の支給額を調査した結果、現在24市町村においては1万円から5万円

の範囲で支給されており、このうち6市9町で支給金額2万円を採用しているという状況でございました。葬祭費の財源はすべて保険料で賄うこととなっておりますので、議員御提案の5万円を支給した場合、現在算定しております保険料が年間で約1,800円上昇すると見込まれます。こうしたことから、県内の国保で最も多く採用されている金額に合わせたものでございます。また、他の広域連合におきましても葬祭費の支給額につきましては各都道府県内の国保の支給状況を基準に、最も多く設定されている金額を採用したところが大部分でございます。以上のことから、葬祭費については、1人2万円で予算に計上させていただきましたが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、健診予算について御答弁申し上げます。後期高齢者に対する健康診査の目的は、生活習慣病の早期発見や重症化予防による医療費の適正化にあります。議員御指摘のように5万5,000人の方に健康診査を実施した場合、既に治療中の方につきましては病気が発見されて医学的な管理がなされ、必要な検査は治療の一環として行われておりますことから、当広域連合においては当分の間、従来のように希望者の方全員に健康診査を行うよりも、医療機関に受診していない方を対象に健康診査を行ってまいりたいと考えております。

次に、市町村負担に関し2点御質問をいただいておりますので、順に御答弁申し上げます。まず1点目の市町村負担金のうち、普通徴収の滞納見込み分の不足額はどのように手当てされるのか、金額は幾らか、また、市町村の収納率が下がった場合、市町村に対する予算措置及びペナルティーはあるのかという御質問について御答弁申し上げます。各市町村から納めていただく保険料については市町村国保の収納実績を基に、特別徴収の収納率を100パーセント、普通徴収の収納率を91.13パーセントと見込んでおりますので、普通徴収について約1億1,000万の滞納を見込んでおります。また、広域連合の予算においては、普通徴収の収納率を91.13パーセントと見込み、それに応じた歳出を予算計上しておりますので、滞納見込み分の不足額についての手当て等については必要がないと考えます。しかしながら、保険料の収納率が見込みより悪化した場合には、財政安定化基金の貸付け等により対応してまいりたいと考えております。また、各市町村には収納した保険料を広域連合に納めていただくこととなりますので、収納額が予定を下回ったとしても、その不足分を予算措置して納めていただかなくてもよく、また、ペナルティーもございませんが、被保険者の負担の公平性及び医療財政の健全運営のためにも、各市町村には保険料の徴収事務について御努力をお願いしたいと考えております。

次に、2点目の資格証明書を交付された方への対応についてでございますが、平成20年度特別会計予算に計上しております現年度分の保険料負担金は、保険料の収納率を98.23パーセントと見込んで計上したものでございますが、この見込み数値は現行の国民健康保険の収納率を基に算定したものでございまして、残り1.77パーセントの方に対し資格証明書を交付するというものではございません。これまでの議会答弁でも申し上げてまいりましたように、保険料未納者に対しましては、まず、市町村担当窓口において納付相談を行っていただき、短期証の交付、更新で対応してまいります。保険料を払える資力がありながら払おうとしない方、納付相談に誠意をもって応じていただけない方等については、資格証明書の交付もやむを得ないと考えております。御質問いただきました資格証明書の交付を受けられた方につきましては、滞納している保険料を完納したとき、

又は一部納付により保険料滞納額が著しく減少したときは、被保険者証を交付すると高確法に規定されております。

次に、現在市町村国保を滞納されている方にも後期高齢者医療被保険者証は交付されるのかとの御質問に御答弁申し上げます。後期高齢者医療制度は、増大する老人医療費を安定的に賄うため新しく創設される独立した医療保険制度でありますので、現在市町村国保を滞納されている方につきましても後期高齢者医療被保険者証を交付いたします。

次に、行政手続条例に規定されております不利益処分につきまして2点御質問を頂いておりますので、順に御答弁申し上げます。まず1点目の、行政手続条例の不利益処分についてでございますが、これは行政庁が条例に基づき特定の方に義務を課し、又は権利を制限することでございます。議員御指摘の、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとの関係で申し上げますと、保険料を滞納されている方に対して被保険者証の返還を求めるという行為は、高確法第54条第4項の規定に基づいてなされるものであり、本行為に対しては行政手続法の適用を受けることとなります。行政手続法におきましても、特定の方に対してその権利を制限する、いわゆる不利益処分をしようとする場合には、対象者の意見陳述のため聴聞又は弁明手続をとることとなっており、本行為に対しては対象者の資格又は地位を直接はく奪するという聴聞を行う要件には該当しないため、弁明の機会を付与することとなります。

被保険者証の返還を求めるに当たり、対象者から提出された弁明書により判定を行うこととなりますが、それまでに市町村担当窓口で行われる納付相談等により、保険料を滞納されている方々の状況を把握した上で弁明書の内容と併せて適正に判断してまいりたいと考えております。

次に2点目の、弁明書の審査中の被保険者証の取扱いについてでございますが、保険料を滞納されている方から提出いただきました弁明書の審査が終了して初めて被保険者証の返還を求めますので、その間は被保険者証を使用していただくこととなります。

次に、後期高齢者医療広域連合として独自職員の新規採用をすることがあるのか、あるとすればどのような方法で採用されるのかという御質問について御答弁申し上げます。まず、来年度について申し上げますと、現段階においては広域連合として独自に職員を採用することは予定しておりません。その理由と致しましては、来年度は、後期高齢者医療制度が施行される最初の年であり、制度移行に伴う混乱等も予測されますことから保険制度や自治体事務に精通した市町村の派遣職員により対応していくことが円滑に制度を実施する上で最も望ましいと考えているためでございます。広域連合独自で職員を採用することについては、今後、後期高齢者医療制度が幅広く認知され、安定的な運営が可能となった段階で検討したいと考えております。また、新規採用職員の採用方法につきましては、地方公務員法の規定に基づき、競争試験又は選考により実施をすべきであると考えております。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）

20番

○20番（増谷禎通君）

答弁を頂きまして、再問をさせていただきたいと思います。1番目のですね、ホームページによる予算減額でございますけれども、私は何も、予算減額が悪いというふうに申し上げるつもりはなかったわけでございます、このホームページがせつかく作られておるのにそういう11月での臨時議会ですね議事録が3か月もたっておるのにいまだに掲載されておらない。そしてまた条例についても、ただ今工事中というような状況である。こういう状況で今年の4月から始まるこの後期高齢者保険制度、これではちょっと、今の事務局として余りにもふがないんではないかと言うことが、この質問の趣旨であります。今朝ホームページを開けましたところ、議事録もですね例規集も掲載されておりました。私がこういう質問で指摘されるまでもなくですね、当然こうした情報は速やかに掲載されるべきだというふうに思うわけでございます。今、最初の答弁でもございましたけれども、事務局でこの議事録を作成をしているということを言われておりますけれども、私も北島町では7、8名の毎回質問者がございます。1問1答方式でですね、回数は制限されておりませんし、2時間という時間帯がございます。これを3人の事務局でこなしております。そういう観点からすればですね、十分この人様でできないはずはないというふうに思うわけでございます、今後は是非努力をしていただきたいと思いますというわけでございます。でまた、後期高齢者医療保険、4月から始まるわけでございますけれども、当面、扶養者への措置というのが今回取られておまして、9月までは保険料をとらない、10月からは9割給付というような形でですね、急きょこれに対する基金3億5,500万がですね国から交付金として出される。これはですねやはり世論の大きな反対の声がですね国を動かした、いうふうに思うわけでございます。今後、私もですねこうした問題、やはり国に対して要求をしていく。そしてまた、この広域連合でもですね、こうした問題を常に要請をするということがですね、この保険制度をですね充実したものにしていくという可能性があるのでございます。さらにですね今、1号、2号、3号という減額制度でございます。1号は7割減額でございます。今回扶養者に対して国は9割減額というのを行っております。こうした観点からいたしますと、この徳島県の広域後期高齢者連合でもですね、9割減額ということもですね当然実施できるのではないかとということも考えられるわけでございます、是非こうした問題もですね今後検討し努力をしていただきたいと思いますというふうに思うわけでありませう。

それから葬祭費の問題でございます、今日頂きました資料では、5万円支給されておる県が27県、そして3万円が10県、2万円が9県ということでございます。こういうことを見ましても全国でも過半数がですね5万円を支給をされておる。先ほど答弁でございましたけれども、徳島県の状況よりもですね後期高齢者保険というのは全国規模の保険でございますから、全国のそうした状況を勘案しながらですねこれは実施されるべきであるというふうに思いますし、年間1人1,800円ですね保険料が高くなる。これは月に直しますと150円であります。先ほども申し上げましたように11万人の中のですね、54パーセントが減額の対象者であるということも是非この際頭に置いていただきたいと思いますというわけでありませう。

3番目に健診の問題でございますけれども、徳島県はですね1年間に受診をしておらない人達を対象にして、たった2,300万円少々の予算しか組んでおらないわけでありませうけれども、この後期高齢者保険というのはですね、強制的に75歳になれば入らなけれ

ばならないという保険であります。私事で大変恐縮でございますけれども、私は42、3歳ころから毎年家内と人間ドックを毎年受診をしてまいりましたし、60歳になってからは脳ドックも受診をしてまいりました。また国保でも、私どもの建設国保では約2万円の各それぞれのドックで2万円の補助がございますので、数千円負担をすればですね、このドックを受診することができる。でまた、国民健康保険でも20パーセントの個人負担でドックを受けることができるというふうになっておるわけでございます。75歳を過ぎるとですねこういう補助金もないという、この現実はですね差別といわざるを得ないのではないのでしょうか皆さん。私はこういう状況をどうしても許すわけにはまいりません。当然この徳島県のもので広域連合でもこうした体制を勘案しながらですね、充実を図っていただく。このことが大変重要であります。是非ですね、連合長これについて回答を頂きたいと思うわけであります。

それから、市町村のもので滞納見込額の不足額についてはペナルティーもないしですね、この、もし滞納者が見込みより増えてもですね、これに対する不足額を請求するという事はない。予算上見込んでおるのでそういう事はないというふうに言われておりますけれども、しかしながら、こうした場合に財政安定化基金から貸し付けをするというふうに答弁をしていただいております。貸し付けをされた市町村は当然支払う義務が生じてまいりますので、滞納をしている被保険者に対しての請求が厳しくなる。これも当然のことでありまして、払えない人達にとってはですね大変な状況が続いてまいります。4番の資格証明、まあこういうものについてはできるだけですね発行しない、そういうことで回答がございましたけれども、まあしかし、払える資力があってですね滞納をしている人はですね、当然厳しい取立てをしてもいいと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように80、90歳のお年寄り、病気のお年寄りを抱えて、そして仕事がなくって保険料も払えないという、こうした人達にとってですねこれが本当にですねこの温かい行政ということが言えるのでしょうか。私は、資格証明というのはですね、むやみやたらに発行しないと言いますけれども、高確法、この法律によって、先ほども申し上げましたように54条の4項で保険証の返還を求められることができるというふうになっておりますし、先ほど申し上げましたように第64条の療養の給付というところでですね後期高齢者広域連合はですね、被保険者の疾病又は負傷に関して次に掲げる療養の給付を行うことができる。それまではいいんですけれども、ただしですね被保険者が被保険者資格証明の交付を受けている場合はこの限りでないというふうに書かれておまして、資格証明書が発行された場合には疾病や負傷の関する療養ができない。これが今一番大きな問題であるというふうに思います。

○議長（広瀬和範君）

質問者に申し上げます。時間が来ておるので、まとめてください。

○20番（増谷禎通君）

縷々申し上げたいことはございますけれども、こういう大きな問題を抱えたですね広域連合については是非ともこの予算並びに議案については是非見直しをしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（広瀬和範君）
事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

4点御再問を頂きましたので順次、御答弁申し上げます。まず、1点目のホームページには速やかに議事録等を掲載すべきとの御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、情報は速やかに周知していくことは大変重要であると認識しておりますし、インターネットの利点の一つでもあります。御指摘いただきました議事録については、遅くとも2か月をめどに掲載できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を保険料を払えない方への支援金として使えるよう、国に要請していただきたいとの御質問に御答弁申し上げます。先ほどの御答弁とも重なりますが、この交付金は高齢者医療制度に関するプロジェクトチームの申入れにより、これまで保険料を払う必要のなかった被保険者に対する激変緩和措置として緊急に実施され、また、20年度限りの臨時的な制度でございます。こうしたことから、保険料をどうしても払うことができない方も含め、いわゆる低所得者をどうするかといった問題につきましては、国において5年を目途として制度全般について検討を加えることとされておりますので、この制度の課題等につきましては今後の状況を見ながら、国への要請等を検討してまいりたいと考えております。

次に、葬祭費について御答弁申し上げます。葬祭費の額の検討に当たりましては、広域連合と市町村とで慎重に検討してまいったところでございますが、その際、後期高齢者医療制度の被保険者になる方のうち7割強の方が市町村国保から移行されるという状況から、県内の市町村国保における葬祭費のすう勢を調査するとともに、保険料への影響あるいは議員御指摘の家族負担の軽減効果などを勘案したものでございます。最終的には、県内24市町村のうち15市町が2万円という状況でもあることから、市町村との均衡を図ることを重視いたしまして、2万円という額を設定したものでございますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

（傍聴席から発言する者あり）

○事務局長（山村茂樹君）

次に、強制加入である後期高齢者医療制度において健診が受けられない方がいることをどう考えているのかとの御質問に御答弁申し上げます。現行の老人医療制度における健診は生活習慣病等の早期発見を目的に実施しており、また、健診の対象者についても特に制限を設けておりませんでした。一方、後期高齢者医療制度において健診が高確法において努力義務と位置付けられている中、年間260万枚に及ぶレセプトのしっ皆調査が物理的に難しいこと、また、全員を対象に健診を実施した場合の保険料への影響、さらに、健診の目的が生活習慣病の早期発見や重症化の予防につなげていくものとなっていることから、現に通院加療中の方については医療機関において医学的な管理が実施されているものと考え、まずは無受診者を対象に健診を実施しようとしたものでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在の方法が最善の方法であるとは考えているわけではございませ

ん。健診事業については、このほど国において補助制度が設けられたところでもありますので、これを活用するとともに対象者の抽出に係る電算システムの改修の可否、また、その場合どのように対象者を選択的に抽出できるか等々様々な面から検討を加えまして、今後、段階的に健診の対象者を拡大していけるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○議長（広瀬和範君）
連合長

○広域連合長（原秀樹君）

私の、健診を含めた保健事業に、認識でございますけども、今、事務局長答弁いたしましたように、この生活習慣病の早期発見又は重症化の予防、これは寄与するものでありまして、大変重要な事業であるとは考えております。現時点では、これまで申し上げました事情から対象者を絞り込んでおりますけども、今後、段階的になりましても受診者を拡大できるよう努力はしてまいりたいと考えております。

(傍聴席から発言する者あり)

○議長（広瀬和範君）
以上をもって、通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）
これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（広瀬和範君）
お諮りをいたします。まず、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第1号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第3号については、原案どおり可決することに決定されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第4号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第6号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第7号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第7号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第8号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

（傍聴席から発言する者あり）

○議長（広瀬和範君）

全員賛成であります。よって、議案第8号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第9号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立全員であります。よって、議案第9号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第10号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

全員起立であります。よって、議案第10号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第5請願第1号後期高齢者医療制度に関する請願を議題といたします。今定例会において受理いたしております請願は、お手元にお配りいたしております請願文書表

のとおりであります。

○議長（広瀬和範君）

それでは、請願第1号の紹介議員であります増谷禎通君に、請願の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

増谷君

○20番（増谷禎通君）

それでは請願、後期高齢者医療制度に関する請願が出されておりました、私紹介議員になっておりますので、この請願の趣旨について説明をさせていただいて、是非皆さん方の賛成をしていただいて、これが可決されるように是非お願いをしたいと思うわけでございます。先ほど議案の中でも縷々申し上げましたように、この後期高齢者医療制度、これにはまだまだ不備な点沢山ございます。こういった段階におきまして、この社会保障協議会から出されております請願は、この憲法25条に示されておりますように生存権や、また、先ほども申し上げました差別されないというような条項にもかかってまいります。それから今回の質問の中でも申し上げましたように、この請願の事項、裏の方を見ていただきますと、保険料の減免制度に生活保護基準に満たない低所得者への減額9割を追加すること。2番目は保険料の減免の要件に生活困窮を加えること。3資格証明の発行は原則行わず、悪質と判断できる場合にのみ限定すること。4従前の自治体健診の水準を維持し、希望者への健診事業を実施すること。国、県、市町村からの財政支援を確保するなど、保健事業が保険料の増加にならないようにすること。5番葬祭費は少なくとも5万円に引き上げること。6被保険者、高齢者、医療関係者、公益代表の意見を反映できる運営協議会を設置する。この以上6点が請願の事項でございます。是非皆さんの御賛同を頂きたいということをお願いをして私の紹介議員としての説明を終わりたいと思います。

○議長（広瀬和範君）

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認めます。これをもって、討論を終結をいたします。

○議長（広瀬和範君）

これより採決を行います。

お諮りをいたします。請願第1号後期高齢者医療制度に関する請願を採択することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

（傍聴席から発言する者あり）

○議長（広瀬和範君）

起立少数であります。よって、この請願第1号は、不採択とすることに決定をいたしました。

この際、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定致しました。

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。閉会前に広域連合長からごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本定例会におきましては平成20年度一般会計予算案など10件の議案を御提出申し上げましたが、議員各位には熱心な御審議を賜りまして、全議案につきまして御可決を頂きまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

今定例会での御審議を通じ、議員各位から賜りました様々な貴重な御意見、御提言につきましては、今後の広域連合の運営に十分配慮してまいるとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいる所存でございます。

さて、制度施行まで残された期間は1か月でございます。この間、数々の媒体を活用いたしまして広報活動を行うほか、約11万人にも及ぶ被保険者への保険証の送付、さらに、

市町村や国保連合会との協議の取りまとめなど、まだまだ多くの事務がございますが、万事遺漏なく4月1日を迎えられるよう全力を傾けてまいり所存でございますので、県民の皆様のご協力と関係各位の御支援、また、議員各位の一層の御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げまして閉会のごあいさつと致します。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（広瀬和範君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって、平成20年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会を致します。御苦労さんでした。

（午後3時26分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年2月28日

議 長 広 瀬 和 範

会議録署名議員 川真田 哲 哉

会議録署名議員 松 尾 肇